

下関市クーリングシェルター指定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、気候変動適応法（平成30年法律第50号。以下「法」という。）第21条第1項の規定に基づく指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。）の指定について必要な事項を定め、市民等の熱中症による健康被害の発生を防止することを目的とする。

(指定要件)

第2条 クーリングシェルターの指定の対象となる施設は、市内に所在する施設であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 適当な冷房設備を有すること。
- (2) 山口県に熱中症特別警戒情報（法第19条第1項に規定する熱中症特別警戒情報をいう。以下同じ。）が発表された場合において、第5号に規定する協定で定める解放可能日時にクーリングシェルターとして市民等に解放することができること。
- (3) 市民等の滞在のために必要かつ適切な空間を確保し、公衆衛生等について十分配慮されていること。
- (4) 利用者に受動喫煙を生じさせることがないように配慮されていること。
- (5) 市長と施設の管理者（以下「施設管理者」という。）との間において、別に定めるクーリングシェルターの指定及び運用に関する協定（以下「協定」という。）が締結され、施設管理者がその内容を履行できること。

2 前項の規定にかかわらず、施設管理者が次の各号のいずれかに該当する場合は、指定を行わないことができる。

- (1) 指定の対象となる施設を政治的活動若しくは宗教的活動に利用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (2) 公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 集团的若しくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織であると認められるとき、又は当該組織とつながりがあると認められるとき。
- (4) 法令等に反し、又は市長の指示に従わないとき。

(運用期間)

第3条 クーリングシェルターの運用期間は、国が別に定める熱中症警戒情報及び熱中症特別警戒情報の運用期間と同一期間とする。

(指定の申請)

第4条 クーリングシェルターの指定を受けようとする施設管理者は、下関市クーリングシェルター指定申請書(別紙)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適当であると認めるときは、協定の締結を条件として、当該申請に係る施設をクーリングシェルターとして指定するものとする。

(施設の協力事項等)

第5条 クーリングシェルターの指定を受けた施設管理者は、市の要請に応じ、可能な範囲で次に掲げる事項について協力を行うものとする。

- (1) クーリングシェルターの案内ポスター、のぼり旗等の掲示
- (2) 熱中症予防に関する啓発チラシの掲示
- (3) その他市が必要と認める事項

(協定の有効期間)

第6条 協定の有効期間(以下「有効期間」という。)は、協定の締結の日から当該日の属する会計年度の3月31日までとする。

2 有効期間満了の1か月前までに協定の更新をしない旨の申出がなかった場合には、有効期間は、引き続き同一の条件で1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(指定の取消し)

第7条 市長は、クーリングシェルターとして指定した施設に関して、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取消することができる。

- (1) 施設が廃止されたとき。
- (2) 施設が第2条第1項第1号から第4号までに掲げる要件に適合しなくなったとき。
- (3) 協定が廃止されたとき。
- (4) 施設管理者が第2条第2項各号のいずれかに該当するとき。
- (5) その他市長が指定の必要がないと認めるとき。

(経費の負担)

第8条 クーリングシェルターの運用に伴い必要となる冷房設備の電気代その他一切の経費は、施設管理者の負担とする。

(協議)

第9条 本要綱に定めのない事項又は本要綱に定める事項について疑義が生じた場合は、市と施設管理者とが協議のうえ、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月17日から施行する。

別紙

下関市クーリングシェルター指定申請書

送付先 下関市 環境政策課 (FAX) 083-252-1329 (メール) kkseisaku@city.shimonoseki.yamaguchi.jp
--

■公開情報（下関市ホームページ等で公表させていただきます。） **※必須項目**

名称 ※	
所在地 ※	郵便番号
	下関市
電話番号 ※	
開放可能日時 ※	曜日
	時間
受入可能人数 ※	
ホームページURL	
備考	

■非公開情報（下関市からの連絡等のみに使用します。）

共用部分 ※ (受入可能な場所の概要等) <small>※想定している具体的な場所や注意事項等をご記入ください。</small>	
ご担当者名 ※	
ご担当部署等 ※	
ご担当者連絡先	TEL ※
	メール ※

- クーリングシェルターの指定及び運用に関する協定の有効期間は、協定の締結の日から当該日の属する会計年度の3月31日までとし、有効期間満了の1か月前までに更新をしない旨の申出がなかった場合には、有効期間は、引き続き同一の条件で1年間延長されるものとします。